

三重四水系ダム管理連絡調整協議会 規約

(設置)

第 1 条 「既設ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針（令和元年 12 月 12 日 既設ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会）」に基づき、「三重四水系ダム管理連絡調整協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 協議会は、近年の水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、関係機関の緊密な連携の下、総合的な検討を行い、既存ダムの洪水調節機能強化について目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の実施事項)

第 3 条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 1) 「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づく「治水協定」締結に向けた合意形成。
- 2) 円滑な取り組みが実現するために各構成機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「治水協定」の作成と締結。
- 3) 「治水協定」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4) その他、ダム管理運用に関する課題の検討、大規模氾濫減災協議会との連携。
- 5) その他協議会で必要と認めた事項。

(協議会の対象水系)

第 4 条 協議会で対象とする水系は、鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川とする。

(協議会の組織)

第 5 条 協議会は、河川管理者と全てのダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者）のうち、別表－ 1 の機関にある者をもって組織する。

- 2 協議会の下に、実務担当者による幹事会を置く。
- 3 協議会は、第 1 項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことが出来る。

(協議会)

第 6 条 協議会の役職として、会長・副会長を置き、各役職については、別表－ 2 に掲げる者をもってこれにあてる。

- 2 会長は、各委員を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

（幹事会）

第7条 幹事会の役職として、幹事長、副幹事長を置き、各役職については、別表－3の職務にある者を持って構成する。

- 2 幹事長は、協議会の運営に必要な情報交換・各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。
- 3 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

（事務局）

第8条 協議会の事務局は、三重河川国道事務所 調査課に置く。

（会議の公開）

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料の公表）

第10条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（雑則）

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第12条 本規約は、令和2年3月27日から施行する。

別表－１ 協議会 構成機関

関係機関	構成機関	対象水系
国	三重河川国道事務所	鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川
	蓮ダム管理所	櫛田川
三重県	県土整備部 河川課	鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川
	県土整備部 防災砂防課	雲出川・宮川
	農林水産部 農業基盤整備課	鈴鹿川
	企業庁 水道事業課	鈴鹿川・雲出川・櫛田川
	企業庁 工業用水道事業課	鈴鹿川・雲出川
	津建設事務所(君ヶ野ダム管理室)	雲出川
	松阪建設事務所(宮川ダム管理室)	宮川
水資源機構 (三重用水管理所)		鈴鹿川
中部電力株式会社		櫛田川・宮川
三重用水土地改良区		鈴鹿川

別表－２ 協議会 委員及び役員

関係機関	委員		役職
国	三重河川国道事務所	所長	会長
	蓮ダム管理所	所長	
三重県	県土整備部 河川課	課長	
	県土整備部 防災砂防課	課長	副会長
	農林水産部 農業基盤整備課	課長	
	企業庁 水道事業課	課長	
	企業庁 工業用水道事業課	課長	
	津建設事務所	所長	
	松阪建設事務所	所長	
水資源機構 三重用水管理所		所長	
中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー 三重水力センター 業務課		課長	
三重用水土地改良区		事務局長	

オブザーバー

関係機関	オブザーバー		役職
気象庁	津地方気象台	防災管理官	
農林水産省	東海農政局 農村振興部設計課	設計課長	

別表－３ 幹事会 幹事及び役員

関係機関	幹事		役職
国	三重河川国道事務所	副所長	幹事長
	蓮ダム管理所	専門官	
三重県	県土整備部 河川課	河川計画班長	
	県土整備部 防災砂防課	ダム班長	副幹事長
	農林水産部 農業基盤整備課	国営調整水利班長	
	企業庁 水道事業課	事業経営班長	
	企業庁 工業用水道事業課	事業経営班長	
	津建設事務所	君ヶ野ダム管理室長	
	松阪建設事務所	宮川ダム管理室長	
水資源機構	中部支社	水管理・防災課長	
	三重用水管理所	所長代理	
中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー 三重水力センター 業務課		副長	
三重用水土地改良区		事務局長	

オブザーバー

関係機関	オブザーバー		役職
気象庁	津地方気象台	防災管理官	
農林水産省	東海農政局 農村振興部設計課	水利計画官	